ごみ・資源物の出し方等の基本ルール

収集日の朝8時までにごみステーションに出してください。

その後に出されたものは次回収集日まで収集できません。

収集日の当日に出しましょう。

悪臭などで周囲の方への迷惑になります。

収集日は、ごみと資源のこよみでご確認ください。

ごみを出すときは、地域の指定された場所に出しましょう。

ほかの区会や地域のごみステーションに出してはいけません。

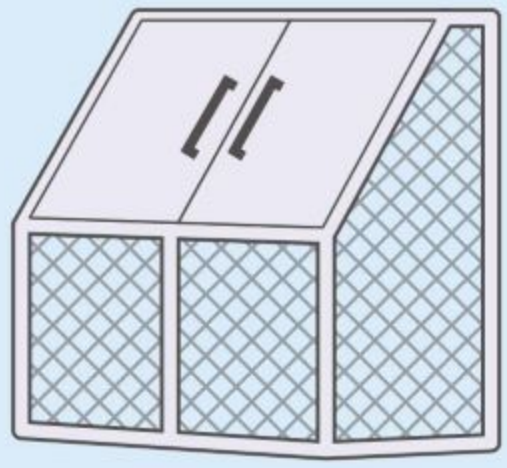

ごみステーションは、各町内会・区会が設置し、管理しています。分別されていないごみ袋が収集されずごみステーションに残された場合、他の方が代わりに片付けをしているケースがありますので、ごみを出された方が責任をもって持ち帰り、分別をしてください。

ごみ袋は、袋の口が完全に閉じるように、しっかりと結んでください。

ごみによっては指定のごみ袋があります。指定外のごみ袋は回収しません。指定の袋がないごみを出すときは『中身が見える袋』で出してください。

中身が見える袋とは？

市販されている無色透明または白色半透明の袋のことです。※白色半透明の袋とは、袋の中から新聞紙などを押し当て、文字がはっきりと読める程度の袋のことです。

ボランティア清掃ごみ

個人または団体が、町内の公園や道路などをボランティア活動により清掃作業を行う場合、事前に申し込みをして「ボランティア清掃シール」を受け取ることで、指定袋以外でごみを出すことができます。

申込方法

「ボランティア清掃シール」の受け取りには申し込みが必要です。ボランティア活動を行う場合は、事前に税務住民課生活環境係までお問合せください。

ごみの出し方

ごみ袋に「ボランティア清掃シール」を貼り、町が指定する日にごみステーションに出してください。

※町内の一斉清掃により、ごみが大量に出る場合は臨時収集をすることができますので事前にご相談ください。

対象になるごみの例

- 公園や道路などのボランティア清掃で集めたごみ（不法投棄されたごみ、刈草、落ち葉など）
- ごみステーションの散乱ごみや不法投棄ごみ

対象にならないごみの例

- 家庭や事業所等の私有地から出るごみ
- 地域のイベントで出るごみ

ごみ分別注意シール

収集日の朝８時までにごみステーションに出していても『適切に分別がされていない』『収集日を間違えている』『指定袋を使用していない』などの理由で収集されず、このシールが貼られてごみステーションに残される場合があります。

ごみを出された方は再度分別するなどしてから出してください。シールが貼られた袋をもう１度使用する場合は、シール全体に【×】を書くか、シール自体をはがしてから出してください。